



コロナから会社と従業員を  
守るプロジェクト

# 社労士に 助成金申請代行を 依頼する前に

～事業主と労働者代表の責任～

# 社労士に助成金を頼む前に

## ■ 社労士に助成金申請代行を依頼する前に知っておくこと

雇用調整助成金をはじめとした厚生労働省管轄の助成金は社会保険労務士(社労士)に申請代行を依頼することが可能です。  
(社労士以外は有償で申請代行をすることができません)

ただし、

**雇用調整助成金の申請は、社長と労働者代表にも大きな責任があります！**

仮に支給前、または支給後に助成金申請書類のなかでミスや不正があったとしても「社労士に任せていたから私たちは知らない」では済まされません。

事業主・労働者代表がともに確認し、申請書類に記載されている数値、内容は正しいと誓約することが求められます。

## ■ 事業主と労働者代表の責任

雇用調整助成金では以下の範囲において事業主と労働者代表に責任があります。

	記載内容 確認義務	対象者 確認義務	調査協力 義務	偽造・偽装 確認義務	記載誤り 確認義務	労基法違反 確認義務
事業主	◎	◎	◎	◎	◎	◎
労働者代表	◎	◎	×	×	×	×

支給申請書類の中でも、以下のように事業主と労働者代表の署名、押印欄があります。

令和 年 月 日※  
(名称)  
事業主 (事業所番号 - - )  
(氏名) (印)  
協定をした労働者代表 ※  
(氏名) (印)

事業主・労働者代表の責任で  
署名 または 記名押印

# 社労士に助成金を頼む前に

## ■ 不正支給になったら

支給後に申請書類、添付書類の不正や誤りがあり、「不正受給」となったときは以下のように厳しい罰則があります。

- ・支給された助成金は**全額返還**しなければいけません。
- ・雇用関係助成金については処分決定後**3年間、支給されません**。
- ・不正内容によっては**事業主が告発**されます。  
(懲役1年半の判決の事例もあります)
- ・**事業主名などが公表**されることがあります。

「社労士が代行していたから」という理由で罰則から逃れることはできません。

## ■ 不正支給や書類不備は発覚する？

今回の雇用調整助成金はスピード重視のため、審査が甘くなっている可能性があります。しかし、支給後には**高い確率で立ち入り検査が入ります**。その際には**従業員や退職者へのヒアリング**が行われることもあります。リーマンショック時の雇用調整助成金では多くの企業が不正支給と判明し、助成金の返還を求められました。

雇用調整助成金についての  
**立入検査への協力をお願いについて**

雇用調整助成金については、多くの事業主の皆様にご利用いただいているところです。雇用調整助成金については、適正な支給を推進する観点から、休業等の実施計画届(変更届)を提出いただいた事業所に対し、立入検査を実施しております。対象となった事業主の皆様は、ご多忙のところおそれいりますが、立入検査にご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

○ 事前連絡なしに職員が突然訪問することがあります。

社労士に任せきるのではなく、助成金の内容をしっかりと理解し、**作成する書類の事実確認**を行いましょ！